

10月1日から『介護保険』の 申請受け付けが始まります

介護保険制度が平成12年4月からスタートしますが、保険による介護サービスを受けようとする方の申請が一時期に集中しないように“要介護認定”の申請は平成11年10月1日から受付を始めます。

また、受付時期は、介護サービスを受けようとするご本人の生年月日ごとに割り振らせていただきますので、該当する月に役場保健福祉課に申請してください。

申請できる人	申請できる月
4・5・6月生まれの人	10月
7・8・9月生まれの人	11月
10・11・12月生まれの人	12月
1・2・3月生まれの人	1月
10月～1月に申請のできなかつた人 申請月以降に介護が必要になった人	2・3月

☆65歳以上の方（第1号被保険者）で、常に介護が必要な状態や日常生活で支援が必要になった場合に介護サービスを受けることができます。

☆40～64歳までの方（第2号被保険者）でも初老期の痴呆、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により介護や支援が必要になった場合に介護サービスを受けることができます。

いずれの月に申請しても、介護サービスが受けられるのは来年の4月からになります。



町内の30箇所で行われた地区説明会

※申請書が提出されますと調査員（町の職員又は町の委託を受けた介護支援専門員）が伺い、心身の状態などについて聞き取り調査をさせていただき、その結果“かかりつけ医”の意見書をもとに介護認定審査会で判定がされることとなります。

審査会で要介護（要支援）と判定されると、平成12年4月から介護保険サービスを受けることができます。

詳しくは、役場保健福祉課介護保険係（☎82-1111内線257）へお問合せください。

加入手続きはお早めに！ 交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、住民一人ひとりが会費を出し合い相互扶助の立場に立って、交通事故の被害者に見舞金をおくり救済しようとする制度です。「車社会」の今、万一の事故に備えて家族みんなで加入しましょう。

◆申し込みと受付

各地区の総務員さんを通じ、チラシと申込み書が配布されますので、申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて8月20日（金）までに総務員さんに申し込んでください。

なお、総務員さんへの申し込みが遅れた場合は、8月31日（火）までに役場総務課へお申し込みください。

◆共済期間と会費

共済期間は、9月1日から翌年の8月31日までの1年間で、会費は700円です。（途中加入もできます）

◆事故の届け出

事故に遭ったときはすぐに警察に届け出て、後日、交通事故証明書を発行してもらえらるようしてください。

◆共済見舞金

・死亡……150万円
・傷害……2万円～50万円
（治療実日数に応じた額）
※障害者（1級または2級）
になってしまったときは、傷
害見舞金のほかに50万円が、
また、死亡した会員に遺児が
あるときは、一人につき10万
円が支給されます。

◆請求に必要な書類

下表のとおり
詳しくは、役場総務課へお問
合せてください。

必要な書類	見舞金の種別			
	傷 害	死 亡	身 障	交通遺児
会員証（集団会員は不要）	○	○	○	○
交通事故証明書等	○	○	○	○
診断書（交通災害共済用）	○			
死亡診断書又は死体検案書		○		○
身体障害者手帳			○	
身体障害者診断書			○	
戸籍謄本				○